

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【公開番号】特開2007-90056(P2007-90056A)

【公開日】平成19年4月12日(2007.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2007-014

【出願番号】特願2006-234288(P2006-234288)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/511 (2006.01)

A 6 1 F 13/53 (2006.01)

A 6 1 F 5/44 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 E

A 4 1 B 13/02 B

A 6 1 F 5/44 H

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月18日(2009.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、表面側に配置されるトップシートと、裏面側に配置されるバックシートと、前記シート間に介在された吸収体とを具備することにより物品本体が構成され、該物品本体の臀部当接部に排泄物を収納保持する便ポケットを設けて成る使い捨ての吸収性物品において、

前記便ポケットの開口部を前記物品本体の長手方向に延び前記トップシートの上面に貼着された撥水性のメッシュシートにより被覆するとともに、該メッシュシートの少なくとも前記便ポケットの領域を除く中間領域に親水剤塗布による表面処理が施されていることを特徴とする吸収性物品。

【請求項2】

前記メッシュシートは、開口率が18~25%、開孔数が10個/cm<sup>2</sup>以下、開孔径が0.15~5.5mmである請求項1記載の吸収性物品。

【請求項3】

前記便ポケットの開口部は、平面形状が円形乃至扇形状を成し、かつその断面形状が前記物品本体の表面側に向かって末広がり状に形成されている請求項2記載の吸収性物品。

【請求項4】

前記親水剤塗布による表面処理は、排尿部領域のみに施されている請求項3記載の吸収性物品。

【請求項5】

前記親水剤塗布による表面処理は、横縞のパターンで施されている請求項3記載の吸収性物品。

【請求項6】

前記親水剤塗布による表面処理は、横縞の千鳥パターンで施されている請求項3記載の

吸收性物品。

【請求項 7】

前記親水剤塗布による表面処理は、V字状パターンまたは逆V字状パターンで施されている請求項3記載の吸收性物品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【発明の名称】吸收性物品

【技術分野】

【0001】

本発明は、紙おむつ、幼児用のトレーニングパンツ、あるいは失禁パッド等の使い捨ての吸收性物品に関し、更に詳細には、尿や便等の排泄物、とくに軟便が逆戻りして着用者の肌を汚すことを防止するとともに、排尿によるべたつき感やカブレを防止した使い捨ての吸收性物品に関する。

【背景技術】

【0002】

吸收性物品は、通常、少なくとも、表面側に配置される透液性のトップシートと、裏面側に配置される不透液性のバックシートと、これらの両シート間に介在された吸収体により物品本体が構成されており、排泄物がトップシートを介して吸収体に吸収、保持されるようになっている。

【0003】

従来、このような吸收性物品として、排泄物、とくに便を溜めて保持する目的で、着用者の臀部が当接する物品本体の領域、具体的には着用者の排便口が当接する吸収体の部位に便を収納保持する便溜め部（以下、これを「便ポケット」という）を設けて成る吸收性物品が一般に知られている。

【0004】

例えば、特許文献1には、便ポケットを吸収体の上面から窪む凹部と、この凹部の周縁を区画する隆起部とで構成して成る使い捨ておむつが提案されており、また特許文献2には、便ポケットを上層と下層の2層で構成した吸収体の上層部に形成して成る使い捨ておむつが提案されている。

【0005】

しかしながら、これらの吸收性物品、すなわち使い捨ておむつは、いずれも、排泄物が便ポケットの外周方向に漏れ出すことは防止できるが、便ポケットの開口部が露出しているため、便ポケットに収納保持された排泄物が直接ないし逆流して着用者の肌に接触して汚れるという欠陥があった。とくに、着用者の体圧や動き等により吸收性物品が所定の位置からずれると、この排泄物による汚れが広がってしまい、このような状態が長く続いた場合には皮膚炎やかぶれ等を生じることがあり、また介護者の後始末が非常に面倒となる等の問題があった。

【0006】

そこで、従来、このような排泄物の肌への接触を防止するため、特許文献3には、便ポケットを複数層の吸収体で構成すると共にこの吸収体とトップシートの間に排泄物を通過、収納するためのポケット状の空間を形成して成る吸收性物品が提案されている。しかしながら、特許文献3に記載された吸收性物品では、便ポケットを複数層の吸収体で構成するため構造が複雑となり、製造コストが高価となることに加え、排泄物が開口部を介してポケット状の空間に収納されるために、この開口部から排泄物が着用者の体圧や動きによって逆戻りするという懸念は依然としてあった。

【0007】

一方、特許文献4には、図17に断面図で示すように、透液性トップシート1と不透液性バックシート2との間に介在された吸収体3により物品本体4が構成され、この物品本体4の臀部当接部に凹状の便ポケット5を設けて成る使い捨ての吸収性物品において、中央部に開孔7を有する透液性トップシート1を開口部6の中心方向に延在させて形成した弁部8により、便ポケット5の開口部6を被覆して成る吸収性物品が提案されている。しかしながら、特許文献4に記載された吸収性物品においても、便ポケット5の中央部に排泄物を内部に収納するための開孔7が設けられているため、この開孔7から排泄物が逆戻りすることを確実に防止することは困難であった。

#### 【0008】

また、このような吸収性物品は、その製品時における包装状態（以下、「製品状態」と言う。）においては、包装パッケージを取り扱い易くしたり、占有空間を小さくするために、例えば特許文献5に示されるように、物品本体の長手方向に三つ折り以上に小さく折り畳まれることが多く、また、このように折り畳まれた吸収性物品は、包装容量をより小さくするために、厚み方向へ強く圧縮されることが多く、これにより吸収性物品に、折り癖やしわが形成されてしまう。

#### 【0009】

しかし、上述したように便ポケットが設けられた吸収性物品が三つ折り以上に折り畳まれると、折り癖が便ポケットにかかってしまい皺ができ、これにより便ポケットが変形してしまう。従って、排泄物がトップシートから便ポケットに移行しにくくなり、また、便ポケットの容積が小さくなるため、排泄物が収納されにくくなり、便ポケットの外周方向に漏れ出してしまうという問題があり、便ポケットを設ける効果を十分に得ることができなかった。

【特許文献1】実開平5-86320号公報

【特許文献2】特許第3012472号公報

【特許文献3】特許第3327939号公報

【特許文献4】実開平6-5614号公報

【特許文献5】特開2000-24030号公報

#### 【発明の開示】

#### 【発明が解決しようとする課題】

#### 【0010】

本発明は上述したような実情に鑑みてなされたもので、その目的とするところは、排泄物、とくに軟便を確実に内部に吸収保持し、着用者の体圧や動きによってこの排泄物が逆戻りして着用者の肌を汚すことを防止するとともに、排尿による拡散を最小化し、排尿によるべたつき感やカブレを防止した使い捨ての吸収性物品を提供することにある。

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0011】

前記課題を解決するために請求項1に係る本発明として、少なくとも、表面側に配置されるトップシートと、裏面側に配置されるバックシートと、前記シート間に介在された吸収体とを具備することにより物品本体が構成され、該物品本体の臀部当接部に排泄物を収納保持する便ポケットを設けて成る使い捨ての吸収性物品において、

前記便ポケットの開口部を前記物品本体の長手方向に延び前記トップシートの上面に貼着された撥水性のメッシュシートにより被覆するとともに、該メッシュシートの少なくとも前記便ポケットの領域を除く中間領域に親水剤塗布による表面処理が施されていることを特徴とする吸収性物品が提供される。

#### 【0012】

上記請求項1記載の発明では、便ポケットの開口部を前記物品本体の長手方向に延び前記トップシートの上面に貼着された撥水性のメッシュシートにより被覆するように構成されているので、メッシュシートを介して便ポケット内部に収納された排泄物、とくに軟便はメッシュシートにより着用者の肌と完全に隔離される。したがって、本発明に係る吸収性物品によれば、排泄物が着用者の体圧や動きによって逆戻りすることが防止され、着用

者の肌を清潔に保つことができるので衛生的であり、また、後始末が容易となる利点がある。また、メッシュシートの少なくとも前記便ポケットを除く中間領域に親水剤塗布による表面処理が施されていることにより、排尿は親水剤による表面処理領域に沿って拡散する傾向を示すため、拡散領域を最小化でき、尿によるべた付き感やカブレを防止することができるようになる。

#### 【0013】

請求項2に係る本発明として、前記メッシュシートは、開口率が18～25%、開孔数が10個/cm<sup>2</sup>以下、開孔径が0.15～5.5mmである請求項1記載の吸収性物品が提供される。この吸収性物品によれば、排泄物の吸収性を最良の状態に保つことができ、かつ排泄物の逆戻りを最小限に抑えることができる。

#### 【0014】

請求項3に係る本発明として、前記便ポケットの開口部は、平面形状が円形状乃至扇形状を成し、かつその断面形状が前記物品本体の表面側に向かって末広がり状に形成されている請求項2記載の吸収性物品が提供される。便ポケットの開口部の平面形状を円形状乃至扇形状とすることにより、背側に流れる軟便を効果的に捕捉できるようになるとともに、断面形状を物品本体の表面側に向かって末広がり状に形成することにより、排泄物を便ポケット内に収納し易くなると共に、操業的な観点から現実性があるという利点がある。

#### 【0015】

請求項4に係る本発明として、前記親水剤塗布による表面処理は、排尿部領域のみに施されている請求項3記載の吸収性物品が提供される。

#### 【0016】

請求項5に係る本発明として、前記親水剤塗布による表面処理は、横縞のパターンで施されている請求項3記載の吸収性物品が提供される。

#### 【0017】

請求項6に係る本発明として、前記親水剤塗布による表面処理は、横縞の千鳥パターンで施されている請求項3記載の吸収性物品が提供される。

#### 【0018】

請求項7に係る本発明として、前記親水剤塗布による表面処理は、V字状パターンまたは逆V字状パターンで施されている請求項3記載の吸収性物品が提供される。

#### 【発明の効果】

#### 【0019】

上述したように、本発明に係る吸収性物品によれば、排泄物、とくに軟便を確実に内部に吸収保持し、着用者の体圧や動きによってこの排泄物が逆戻りして着用者の肌を汚すことを防止するとともに、排尿による拡散を最小化し、排尿によるべた付き感やカブレを防止することができる。

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0020】

以下、本発明の内容を好ましい実施形態に基づき説明する。なお、本発明は必ずしも以下の実施形態に限定されるものではなく、特許請求の範囲を逸脱しない範囲において、その構成を種々に変更できるものであることはいうまでもない。

#### 【0021】

図1は、本発明の吸収性物品の第1実施形態であるテープ式の使い捨ておむつ（以下、「本おむつ」という）100V1を展開して表面側（肌当接面側）から見た平面図であり、図2は本おむつ100V1の使用時における斜視図である。

#### 【0022】

図1に示すように、本おむつ100V1は、表面側に配置されるトップシート101と、裏面側に配置されるバックシート102と、これらの両シート101, 102間に介在された吸収体103とによりおむつ本体104が構成され、おむつ本体104の臀部当接部位、具体的には着用者の排便口が位置する吸収体103の部位には排泄物を収納保持する便ポケット105が設けられている。この便ポケット105の開口部106の上面は、

おむつ本体104の長手方向に延びてトップシート101の上面に貼着された矩形状のメッシュシート107によって被覆されている。

#### 【0023】

おむつ本体104は平面形状が擬似砂時計形状とされ、吸収体103の両側縁長手方向には、表面側に設けられたギャザーシート108と、その内側端縁に沿って配設された弹性伸縮部材109により表面側に起立する立体ギャザー110が形成されている。吸収体103の側縁よりも側方に延在されたバックシート102部分と、立体ギャザーシート108の外側シート部分とにより吸収体103の介在しないサイドフラップ部111が形成され、かつこれらの間に複数本の弹性伸縮部材109がおむつ本体104の長手方向に沿って配置されることにより、サイドフラップ部111にはひだ状の平面ギャザー112が形成されている。

#### 【0024】

本おむつ100V1の背部側領域100Bの幅方向には、複数本の弹性伸縮部材109が配設され、これによりエンドフラップ部113Bが形成されている。また、おむつ本体104の背部側領域100Bにおける左右の張り出し部、すなわちサイドパネル部114の幅方向端部にはオス材115を備えたファスニングテープ116が連結されている。さらにもう、裏面側の腹部側領域100F、すなわち腹部側領域100Fのバックシート102には、表面にメス材117を有する矩形状のフロントアルテープ118が貼着されており、図2に示すように、ファスニングテープ116のオス材115がこのフロントアルテープ118のメス材117にメカニカルに係合することにより、ファスニングテープ116がフロントアルテープ118に止着され、本おむつ100が着用される。なお、フロントアルテープ118の表面には、必要に応じ、ファスニングテープ116の止着位置を表示した止着位置マークや幼児が好む動物等の絵柄から成るデザインが施される。

#### 【0025】

なお、本おむつ100V1では、バックシート102と吸収体103との間に防水フィルム119が配設されているが、この防水フィルム119は、トップシート101と吸収体103との間に配設されるセカンドシートの場合と同様に、必要に応じ適宜に設けられるものである（本おむつ100V1ではこのセカンドシートは配設されていない）。

#### 【0026】

本おむつ100V1では、トップシート101の構成材料として、無孔または有孔の不織布や多孔性プラスチックシート等の、透液性や親水性を有する材料が好ましく用いられる。これらのトップシート101の構成素材の中で、本発明に好適な材料は親水性を示す不織布である。この不織布を構成する素材纖維としては、例えばポリエチレンまたはポリプロピレン等のオレフィン系、ポリエステル系、アミド系等の合成纖維の他、レーヨンやキュプラ等の再生纖維、綿等の天然纖維とすることができます。また、融点の高い纖維を芯とし、融点の低い纖維を鞘とした芯鞘型纖維やサイド・バイ・サイド型纖維、分割型纖維等の複合纖維も効果的に用いることができる。加工法については、スパンレース法、スパンボンド法、サーマルボンド法、メルトローン法、ニードルパンチ法等の適宜な加工方法で得られた不織布を用いることができる。これらの加工法の内、スパンレース法は柔軟性、スパンボンド法はドレープ性に富む点で優れ、サーマルボンド法、エアスルー法は嵩高でソフトである点で優れているが、本おむつ100V1におけるトップシート101は、必ずしもこれらの材料ないし加工法に限定されるものではない。前記親水性を示す不織布は、レーヨンやキュプラ等の再生纖維、綿等の天然纖維を用いることにより素材自体に親水性を有するものを用いるか、ポリエチレンまたはポリプロピレン等のオレフィン系、ポリエステル系、ポリアミド系等の合成纖維を親水剤によって表面処理し親水性を付与した纖維を用いることにより親水性を有するようになる。排泄物水分の良好な拡散、浸透性の観点からトップシート101の素材としては、嵩高くかつポーラスな不織布素材が望ましい。具体的には密度0.01~0.10g/cm<sup>3</sup>の範囲のものを用いるのが望ましい。親水度を後述するメッシュシート107よりも高く設定した場合には、厚み方向の排泄物の水分移動を容易にできることにより、吸収体103への吸収性を向上させることができる。

**【0027】**

バックシート102及び防水フィルム119には、ポリエチレン、ポリプロピレン等のプラスチックシートや不織布等から成る不透液性材料、またはこれと同等の材料が好ましく用いられる。この他、例えばポリプロピレンまたはポリオレフィンコポリマーから成るメルトプローンまたはフィルム材料が挙げられる。コポリマーの例としては、エチレン・ビニル・アセテート、エチレン・メチル・アセテート、エチレン・エチル・アクリレート、ポリビニル・クロライド等がある。また、上記各材料から成る単一のスパンボンディッド層、スパンボンディッド及びメルトプローン材料から成る2つの層等が挙げられる。このようなスパンボンディッド材料を用いることによりバックシート102に布状の手触り感を与えることができる。なお、バックシート102の材料には、不透液性を有する材料以外に、ムレ防止等の観点から通気性、透湿性を有するシート材料が適用される。このようなシート材としては、ポリエチレンやポリプロピレン等のオレフィン系樹脂中に無機充填剤を溶融混練してシートを成形した後、一軸または二軸方向に延伸することにより得られる微多孔性シートが好適に用いられる。このように不透液性、通気性、透湿性を有するシート材料はとくに防水フィルム119に好適に用いられる。

**【0028】**

吸収体103としては、排泄物（とくに尿や便に含まれる水分等の体液）を吸収、保持し得るものであればよく、通常はフラッフ状パルプ中に吸収性ポリマー粉末を混在したものが吸収機能及び価格の点から好適に用いられる。このようなパルプとしては、木材から得られる化学パルプ、溶融パルプ等のセルロース纖維や、レーヨン、アセテート等の人工セルロース纖維から成るものが挙げられ、広葉樹パルプよりは纖維長の長い針葉樹パルプが機能及び価格の点から好適に用いられる。本おむつ100V1における吸収体103は、形状保持、及び排泄物（とくに尿や便に含まれる水分等の体液）を速やかに拡散せると共に、一旦吸収した排泄物の逆戻りを防止する目的で全体がクレープ紙等の吸水紙103Cによって被包され、平面形状が矩形状に形成されている。なお、おむつ自体の目的や用途により、吸水紙103Cは省略されることがあり、また、吸収体103の平面形状も、おむつ本体104と同様の擬似砂時計形状や、小判型あるいは瓢箪型等の任意の形状に設計変更される。前述したように、この吸収体103の臀部当接部には、便ポケット105が設けられているが、この詳細は後述する。

**【0029】**

前記メッシュシート107としては、不織布またはプラスチックフィルム、さらにはこれらの素材をラミネートして成るものが好適に用いられ、その厚みは0.1~5.0mm、好ましくは0.3~2.0mmの肌触りのよいシート材が用いられる。このシート材の全面には、当分野で周知のピンエンボス加工、あるいは吸引による方法等により微細な網目状のメッシュ（開口）領域107Mが形成されている。このメッシュシート107として不織布を用いる場合は、撥水性を示すように、シリコン系、パラフィン金属系、アルキルクロミッククロイド系撥水剤などをコーティングした撥水処理不織布を用いるのが望ましい。なお、プラスチックフィルムは素材自体が撥水性を備えている。

**【0030】**

このメッシュ領域107Mの開口率は5~50%に、好ましくは18~25%に設定されており、開口数は15個/cm<sup>2</sup>以下に、好ましくは10個/cm<sup>2</sup>以下に設定されている。また、この開口の大きさは、直径が0.1~10.0mm、好ましくは0.15~5.5mmに設定されている。開口率が高過ぎる、または開口が大き過ぎると、親水剤の歩留まりが悪くなるため、好ましくはメッシュシート107の開口率は18~25%、開口径は0.1~2.5mmとするのが望ましい。

なお、メッシュシート107の表面は、前述のように撥水性であることが好ましい。なお、メッシュ（開口）の平面形状も円形に限らず、楕円形ほか任意の形状のものを適用することができる。

**【0031】**

前記メッシュシート107においては、少なくとも排尿部を含む中間領域、すなわち周

囲に撥水性を示すメッシュシート107部分を有するように、排尿部を含む範囲に親水剤塗布による表面処理が施されている。具体的に図1に示される例では、メッシュシート107の中央領域に限定し、その長手方向のほぼ全長に亘り(領域Hの範囲)、親水剤塗布による表面処理が施されている。また、図5に示される例では、排尿部領域に限定してメッシュシート107の中間領域に対して部分的に(領域Hの範囲)、親水剤塗布による表面処理が施されている。

#### 【0032】

前記親水剤塗布による表面処理領域の巾W2は、14~45mm、好ましくは20~25mmとするのが望ましく、かつメッシュシート107の巾W1に対する比率は22~66%、好ましくは30~37%とするのが望ましい。

#### 【0033】

メッシュシート107の少なくとも排尿部を含む中間領域に親水剤塗布による表面処理を施すことにより、排尿を前記表面処理領域が素早く吸収し漏れを無くすとともに、周囲の撥水性を示すメッシュシート107側への拡散が抑えられ、排尿は親水剤による表面処理領域に沿って拡散する傾向を示すため、拡散領域を最小化でき、尿によるべた付き感やカブレを防止することができる。

#### 【0034】

また、前記メッシュシート107は、親水剤の良好な拡散、浸透性を確保するために、シートの嵩が高いものが好適に使用される。具体的には密度0.01~0.10g/cm<sup>3</sup>とし、好ましくはトップシート101よりも低密度のものを用いるのが望ましい。親水剤を塗布した後の加工適性においても、乾燥工程を設けることなく、製品表面の含水率を低下させることができる。さらに、メッシュシート107を嵩高とし、親水剤の浸透性を良好にするため、メッシュシート107を構成する繊維の纖度は4dtex以下とするのが望ましい。シートを嵩高とした場合は着用者の肌に触れた際に異物感を与えることがあるため、纖度を下げて嵩高さと柔らかさとを両立させることが望ましい。

#### 【0035】

前記親水剤の塗布は、転写方式或いはスプレー方式によって塗布することができる。前者の転写方式の場合は、親水剤を飛散させることなく、一定量を均一に塗布できる利点を有する一方で、塗布量が少量の場合はかすれが起り、塗布素材との摩擦による素材の荒れが起きる虞がある。後者のスプレー方式の場合は、ある程度の飛散が発生するため、これを防止するには塗布ノズルを近づける必要がある。また、親水剤の塗布巾を任意に変更できる利点を有する。

なお、親水剤を塗布するに当たっては、薬剤の浸透・拡散が発生するため、必ずしもメッシュシート107へ連続的に全面塗布する必要はなく、塗布パターンを不連続パターンとすることもできる。連続パターンの場合には、メッシュシート107の巾W1に対する比率は22~66%、好ましくは30~37%としたが、不連続パターンとする場合にはこの比率に従うことではなく、親水化処理面積をメッシュシート107の面積に対して60%以下とするのが望ましい。また、便ポケット105と重なる領域については親水化を行うか否かは任意であるが、好ましくは親水化処理を行わない方が望ましい。具体的に前記不連続パターンとしては、例えば図11に示される横縞パターン、図12に示される横縞の千鳥パターン、図13に示されるドット状パターン、図14に示されるV字状パターン、図15に示される逆V字状パターンとすることができる。また、図16に示される例のように、便ポケット105の領域を親水化処理しない方がより好ましい。図示しないが、その他のパターンについても、便ポケット105の領域は親水化処理を行わない方が望ましい。

前記不連続パターンにすることによって薬剤の塗布量低減が図られる。さらに、親水剤を不連続パターンで塗布することによって、製品長手方向への排泄物の拡散を抑えることができる。また、ドット状等のおむつ幅方向への拡散を促進するパターンとすることにより拡散面積を最小限に留めることができ、着用者の肌へのべた付き、カブレを防止することができる。

## 【0036】

前記親水剤としては、アルキル磷酸エステル塩（オクチル、ドデシル系）、プロピレングリコール、エチレングリコールモノブチルエーテル、ポリオキシアルキレンアルキルエーテル等を主成分としたものを好適に使用することができ、0.3～3.0%、好ましくは1.0～1.5%濃度の水溶液とするのが望ましい。3.0%を越える場合には肌への刺激が高く、かぶれる可能性が高くなる。塗布量は0.05～0.3g/m<sup>2</sup>、好ましくは0.07～0.12g/m<sup>2</sup>とするのが望ましい。0.3g/m<sup>2</sup>を越える場合にはおむつ内の水分が高くなるため、パッケージング後にカビが発生する可能性がある。

## 【0037】

前記立体ギャザー110を形成するギャザーシート108としては、撥水性の不織布、あるいはプラスチックフィルム等が排泄物の漏れ防止の点で効果的である。従って、この素材にはかかる特性を有するもの、あるいはこれらの特性を加工により施したもののが選ばれる。

## 【0038】

前記弹性伸縮部材109には、通常、糸状弹性ゴムが適用される。このようなゴム材としては、スチレン系ゴム、オレフィン系ゴム、ウレタン系ゴム、エステル系ゴム、ポリウレタン、ポリエチレン、ポリスチレン、スチレンブタジエン、シリコーン、ポリエステル等の素材を用いることができる。なお、この伸縮部材109の形成材料は必ずしもこのような材料に限定されるものではなく、例えば熱可塑性エラストマー、プラスチックシート、ゴムシート等の伸縮性を有する公知の種々のものを用いることができる。なお、これらの材料のなかでも、とくに熱可塑性エラストマーを用いることが好ましく、この熱可塑性エラストマーとしては、例えばスチレン系エラストマー、オレフィン系エラストマー、ポリブタジエン系エラストマー、ポリエステル系エラストマー、ポリアミド系エラストマー、ウレタン系エラストマー、塩化ビニル系エラストマー、フッ素系エラストマー、アイオノマー樹脂、シリコーン系樹脂等の公知の種々のものを用いることができる。また、これらの熱可塑性エラストマーは単独で用いてもよいが、2種以上を混合して用いてもよく、これらの中でも、とくにスチレン系エラストマー又はオレフィン系エラストマーを用いることが好ましい。

## 【0039】

図3は、図1のA-A断面矢視図で、本おむつ100V1における便ポケット105の断面構造を示したものである。便ポケット105の開口部106は、図1に示すように、平面形状が物品本体104の臀部当接部（具体的には着用者の排便口が位置する吸収体103の部位）から背部側領域100Bに向かって長さL、幅Wをもって形成された雫形状乃至扇形状をなし、断面形状が深さTをもってトップシート101側、すなわちおむつ本体104の表面側に向かって未広がり状に形成されている。この平面形状で雫形状乃至扇形状をなす開口部106の開口面積Sは、吸収体103の全面積の10～20%、好ましくは12～15%（幼児用では少なくとも30cm<sup>2</sup>）に設定され、また、長さL及び幅Wは少なくとも着用者の臀部の割れ目部分をカバーし、かつ、この臀部位置が長さ方向及び幅方向に幾分ずれてもカバーし得る値に設定されている。

## 【0040】

吸収体103の厚みに等しい深さTをもって、すなわち吸収体103に透孔を形成することにより便ポケット105が設けられ、この便ポケット105の全表面にトップシート101が被覆、貼着され、また便ポケット105の開口部106がメッシュシート107によって被覆されている。なお、この便ポケット105の容積は、幼児用では20～50cm<sup>3</sup>に、大人用では50～100cm<sup>3</sup>に設定されている。

## 【0041】

ここに、開口部106の平面形状は、吸収体103に皺やよれを生じさせないようにするため、直線よりも曲線によって形成することが好ましい。また、断面形状は、上述したように、おむつ本体104の表面側に向かって未広がり状に形成することが好ましく、このようにすると、排便口から排泄された排泄物、とくに軟便がスムーズに便ポケット10

5に流れるようになり、また操業的観点からも現実性がある。

#### 【0042】

本おむつ100V1は以上のとおり構成されているので、本おむつ100V1によれば、排便口から排泄される排泄物、とくに軟便は、メッシュシート107のメッシュを通り、便ポケット105の開口部106のトップシート101の上面に収納される。このとき、排泄物に含まれる水分は吸水紙103Cを介して直ちに吸収体103に吸収保持される一方、固体分は開口部106を覆うようにして設けられたメッシュシート107によって着用者の肌から隔離され、これにより排泄物が逆戻りすることが防止される。また、着用者の体圧や動き等により本おむつ100V1が所定の位置からずれたとしても、汚れが広がることがなく、着用者の臀部を常に清潔に保つことができるので、皮膚炎やかぶれの発生がなくなり、また介護者の後処理が楽になる等の利点がある。

#### 【0043】

以上、本発明の内容を第1実施形態について説明したが、本発明はその構成を以下のとおり種々なものに変更することができる。

#### 【0044】

図4は本発明の第2実施形態に係るテープ式の使い捨ておむつ（以下、「本おむつ100V2」という）の断面図で、前記おむつ100V1の断面図（図3）に準じて示したものである。本おむつ100V2の基本的な構成は、便ポケット105及びこの周辺の構成を除き、前記おむつ100V1と実質的に同一となっている。

#### 【0045】

図示するように、本おむつ100V2は、吸収体103の所定部位に、吸収体103の厚み方向の途中までの深さTを有する凹部を形成することにより便ポケット105が設けられ、この凹部の全表面にトップシート101が被覆、貼着され、便ポケット105の開口部106がメッシュシート107によって被覆されて成っている。このように便ポケット105が形成された本おむつ100V2であっても、排泄物が排泄されると、直ちに、メッシュシート107を透過して便ポケット105に移行されるので、吸収性が極めて良好となる利点がある。

#### 【0046】

本発明においては、吸収体103に設ける便ポケット105の形状は、上記零形状乃至扇形状の他、例えば図6(A)～(D)に示される平面形状とし、断面形状は図7(A)～(D)に示すように、種々のものに変更することができる。

#### 【0047】

すなわち、図6(A)に示す第1変更例に係る便ポケット105V1は、開口部106V1の平面形状が背部側に向かって広がった三角形に形成されたもの、図6(B)に示す第2変更例に係る便ポケット105V2は、開口部106V2の平面形状が野球のホームベース形状に形成されたもの、図6(C)に示す第3変更例に係る便ポケット105V3は、開口部106V3の平面形状が橜円形に形成されたもの、そして図6(D)に示す第4変更例に係る便ポケット105V4は、開口部106V4の平面形状が背部側に向かって広がったハート形に形成されたものである。なお、前述したように、開口部106の平面形状は曲線によって形成することが好ましいが、図示するような種々の形状のものであっても实用することができる。

#### 【0048】

また、便ポケット105の断面形状については、図7(A)に示すように、深さTをもっておむつ本体104の表面側に向かって末広がり状に形成することが好ましいことは前述したとおりであるが、これを図7(B)に示すように、吸収体103の厚み方向の途中まで深さT1をもって矩形状に形成したもの、図7(C)に示すように、吸収体103の厚み方向の途中まで深さT2をもって半球状に形成したもの、図7(D)に示すように、吸収体103の厚み分に等しい深さT3をもって吸収体103に透孔を設けて形成したものとすることができる。

#### 【0049】

図8に示されるように、製品状態において、本おむつ100V1がおむつ本体104の長手方向に二つ折りに折り畳まれた形態であると、その折り曲げ部等に、いわゆる折り癖が形成されても、この折り癖が便ポケット105の開口部106にかかることがなく、便ポケット105に皺が生じない。従って、便ポケット105が変形する事がなくなるので、後述する実施例で示すように、便ポケット105の外周方向に排泄物が漏れ出すことがなくなり、便ポケット105の容積が小さくなることがなくなる。また、便ポケット105の開口部106を覆う部分のメッシュシート107の開口が潰れることがなくなるので、本おむつ100V1の表面上に排泄物が残留することがなくなる。これにより、排泄物が本おむつ100V1の表面に広がることがなく、着用者の臀部を常に清潔に保つことができるので、皮膚炎やかぶれの発生をより防止することができ、また介護者の後処理がより楽になる等の利点がある。また、この折り畳み形態は公知の種々の吸収性物品について適用することはできるが、とくにテープ式の使い捨ておむつであると、上述した製品状態における利点を得やすくなるので好ましい。

#### 【産業上の利用可能性】

#### 【0050】

以上、本発明の内容を幼児用あるいは大人用のテープ式の使い捨ておむつについて説明したが、本発明は、このようなテープ式の使い捨ておむつに限らず、これが図9に斜視図で示すようなパンツ型の使い捨ておむつ100X、あるいは図10に示すような失禁パッド100Yであってもよく、さらには幼児用のトレーニングパンツ等、当分野で公知の吸収性物品に適用できるものである。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0051】

【図1】本発明の第1実施形態に係るテープ式の使い捨ておむつの展開平面図である。

【図2】図1に示すおむつの使用時における斜視図である。

【図3】図1のA-A断面矢視図である。

【図4】本発明の第2実施形態に係るテープ式の使い捨ておむつの断面図である。

【図5】親水剤による表面処理領域の変更例を示す使い捨ておむつの展開平面図である。

【図6】(A)～(D)本発明における便ポケットの変更例を示す平面図である。

【図7】(A)～(D)本発明における便ポケットの変更例を示す断面図である。

【図8】図1に示すテープ式の使い捨ておむつの製品状態における断面図である。

【図9】本発明の変更例であるパンツ型の使い捨ておむつの斜視図である。

【図10】本発明の他の変更例である失禁パッドの斜視図である。

【図11】親水剤の不連続塗布パターン例(その1)を示すおむつ平面図である。

【図12】親水剤の不連続塗布パターン例(その2)を示すおむつ平面図である。

【図13】親水剤の不連続塗布パターン例(その3)を示すおむつ平面図である。

【図14】親水剤の不連続塗布パターン例(その4)を示すおむつ平面図である。

【図15】親水剤の不連続塗布パターン例(その5)を示すおむつ平面図である。

【図16】親水剤の不連続塗布パターン例(その6)を示すおむつ平面図である。

【図17】従来の吸収性物品における便ポケット構造を示す断面図である。

#### 【符号の説明】

#### 【0052】

100V1～100V5…テープ式の使い捨ておむつ(吸収性物品)、100X…パンツ型の使い捨ておむつ、100Y…失禁パッド、1、101…トップシート、101M…(トップシートの)メッシュ領域、2、102…バックシート、3、103…吸収体、104…おむつ本体、5、105、105V1～105V4…便ポケット、106、106V1～106V4…開口部、107、107V1～107V3…メッシュシート、107M…メッシュ領域、108…ギャザーシート、109…弹性伸縮部材、110…立体ギャザー、116…ファスニングテープ、118…フロントルタルテープ、119…防水フィルム